

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十七号

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 多機能型事業所に関する特例(第九十一条―第九十三条)」を「

第七章 多機能型事業所に関する特例(第九十一条―第九十三条)

」に改める。

第八章 雑則(第九十四条)

第四条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第六条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第七条第七項中「及び第四項第一号」を「、第四項第一号及び次項」に改める。

第七十四条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

第九十四条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定されるもの(第十四条第一項(第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十

条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年三月奈良県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。